



令和4年 9月8日(木)  
(2022年)

No. 15733 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第33回

中国の標準必須特許紛争における「禁訴令」の最近の動向 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (12)

中国知財の最新動向 第33回

中国の標準必須特許紛争における「禁訴令」の最近の動向

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

I. はじめに

中国における「禁訴令」(英語では「Anti-suit Injunction」)とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止め命令をいう。

近時、欧米や中国等における標準必須特許(Standard-Essential Patent: SEP)にかかる訴訟に

関し、A国の裁判所に「Anti-suit Injunction」が申し立てられ、その後、B国の裁判所に「Anti-anti-suit Injunction」が申し立てられ、またA国の裁判所に「Anti-anti-anti-suit Injunction」が申し立てられるといったように、申立ての応酬が際限なく繰り返されるという事態が発生している。

その中で、中国における「禁訴令」が注目されている。注目されている理由は、中国では、華為(ファー



知的財産ビジネス支援の専門職集団  
特許業務法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士 中島 崇晴

副所長・弁理士 坂手 英博\*

副所長(執行役)・弁理士 設楽 修一

副所長・弁理士 江口 和敬\*

【機械建築担当弁理士】

清武 史郎\*  
堀江 千鶴\*  
針田 一彦\*  
永田 淳二\*  
高橋 尚志\*  
野村 充英\*  
中村 明子\*  
御橋 優介\*  
上野 正博\*  
本手 正樹\*  
木村 雅也\*  
加藤 理規\*  
横山 広

【電気電子担当弁理士】

美濃 好美\*  
佐久間 真紀\*  
山口 真奈\*  
大古 奈奈\*  
倉山 明\*  
田中 安明\*  
榎原 達也\*  
益子 雄治郎\*  
藤田 健一\*  
藤原 正規\*  
小西 直人\*  
中川 康之\*  
近藤 伊知良\*  
岩田 慎一

【化学材料担当弁理士】

下田 世津子\*  
小林 美貴\*  
西山 崇\*  
早瀬 貴介\*  
長野 あいか\*  
前嶋 恒夫\*  
有村 昌大\*  
上原 和貴\*  
立花 喜美江\*  
小倉 あい子\*  
金子 美代子\*  
花井 祥史

【バイオ医薬担当弁理士】

山極 美穂\*  
渡邊 裕子\*  
村尾 招子\*  
桐内 優子\*  
宮澤 優知\*  
森 知愛\*  
井 未盛\*  
崇明

【米国特許弁理士】

シエルダン・モス

チャド・ヘリン

【中国弁理士】

董林 昭

董林 雅倩

【韓国弁理士】

金 峻河

【弁理士・弁理士】

中野 浩和

【副所長(フェロー)弁理士】

加藤 和詳

藤田 浩志

\*特定侵害訴訟代理業務付託

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号  
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)  
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: [info@taiyo-nk.co.jp](mailto:info@taiyo-nk.co.jp)  
横浜オフィス：横浜市 USオフィス：米国バージニア州